

名古屋市教育委員会定例会

令和 6 年 4 月 18 日

午前 10 時 00 分

教育委員会室

報 告

日程 1 教育長職務代理者の指名について（報告第 1 号）

日程 2 教員団体からの金品の授受等に係る調査検証チームからの中間報告について（報告第 2 号）

議 事

日程 3 請願審査について（請願第 1 号、第 2 号、第 3 号）

日程 4 令和 7 年度使用教科用図書採択基本方針について（第 1 号議案）

日程 5 名古屋市指定有形文化財の指定について（第 2 号議案）

協議題

日程 6 令和 7 年度使用教科用図書採択の流れについて（協議題第 1 号）

日程 7 名古屋市文化財保存活用地域計画の名古屋市案の提出について
（協議題第 2 号）

出席者

坪 田 知 広 教育長

鎌 田 敏 行 委 員

中 谷 素 之 委 員

山 本 久 美 委 員

水 野 孝 一 委 員

教育次長始め、事務局員 14 名 ※傍聴者 10 名

（坪田教育長）

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

本日は報告事項 2 件、議案が 3 件、協議題が 2 件です。

日程第 4、第 1 号議案「令和 7 年度使用教科用図書採択基本方針について」及び日程第 6、協議題第 1 号「令和 7 年度使用教科用図書採択の流れについて」につきましては、内容が関連しておりますので、続けて審議することとしたいと思います。この場合、日程第 1、日程第 2、日程第 3、日程第 4、日程第 6、日程第 5、日程第 7 の順に審議したいと思います。

（坪田教育長）

それでは、日程第 1、報告第 1 号「教育長職務代理者の指名について」につきまして、私から説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項では、教育長に事故がある場合などに事務に支障を来すことがないように、あらかじめ委員の中から職務代理者を指名することとしています。この度、令和6年3月31日をもって、それまで第1教育長職務代理者であった西淵委員が退任されました。

つきましては、令和6年4月1日付で鎌田敏行委員を第1教育長職務代理者に、中谷素之委員を第2教育長職務代理者として指名しましたので、ご報告いたします。以上、報告第1号「教育長職務代理者の指名について」の説明を終わらせていただきます。

(坪田教育長)

次に、日程第2、報告第2号「教員団体からの金品の授受等に係る調査検証チームからの中間報告について」につきまして、私から説明申し上げます。

別添資料のとおり、調査検証チームより中間報告を受けましたので、ご報告いたします。

これに関して、特に個別に説明はさせていただいてるところですけれども、この場でご意見ご質問がありましたら。

(鎌田委員)

調査検証チームからの報告で、結論として中間報告としては問題ないんじゃないかと、こういう結論になろうと思いますけれども、金品授受と例えば校長への昇格とそこの間にですね、人事考課の部分があると思うんですね。この評点をつける際にどうだったか。つまりこの評点が、前提として、この評点ならば校長になっていいですよという流れがあるとする、その前の評点が正しかったかどうかという点についても検証しなきゃいけないのではないかなというふうに思うんですが。この点まだ私が十分読み切れてないせいかもしれないですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

(木村総務部長)

恐縮ですけれども、今回付けております中間報告の24ページの下の方をご覧ください。ただければと存じます。この段階での検証チームの評価といたしましては、最後の2行ぐらいですけれども、当チームとしては昇任等候補者の選定を金品提供により決定する構造的な仕組みの認定はできないと考えている。一方で、個別特定の昇任等候補者の選定過程においても、金品提供の影響がなかったかどうかについては、現時点までの調査において断言できず、さらに精査が必要である。鎌田委員がおっしゃる考課が影響を受けていなかったのかということに関しては、まだ精査が必要だということが今回の中間報告のまとめでございます。以上です。

(鎌田委員)

ありがとうございます。これは必要だということを指摘されて、これは誰がこれから精査していくことになるのでしょうか。

(木村総務部長)

この調査検証はチーム主体で行われますので、チームの構成員メンバーの委員の方々が必要と思われる調査をやっていただくということでございます。

(鎌田委員)

はい。よくわかりました。ありがとうございました。

(坪田教育長)

他にないようですので、以上で報告第2「教員団体からの金品の授受等に係る調査検証チームからの中間報告について」の説明を終わらせていただきます。

(坪田教育長)

それでは、続いて、日程第3「請願審査について」を議題といたします。

本日は請願が3件ございます。請願第1号、請願第2号及び請願第3号につきましては、内容が関連しておりますので、一括して審議を行います。

審議に先立ちまして、請願第2号及び請願第3号の請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありましたので、会議の運営上5分以内で陳述を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

それでは、請願第2号及び請願第3号の陳述人の方、前の方へお願いいたします。

【陳述人より口頭陳述が行われた】

(坪田教育長)

以上で、口頭陳述を終了します。陳述人は席へお戻りください。

陳述が終わりましたので、まずは事務局からの説明をお願いします。

(東海林総務課長)

請願第1号「2024年度における公正な教科書採択に関する陳情」について、

ご説明させていただきます。請願項目は5点ございます。今年度の採択の流れにつきましては、この4月定例会においてご協議いただくことになってございますので、これまでの状況についてご説明させていただきます。

まず、1点目でございますが、「教科書採択のあらゆる過程において公開性を徹底すること」を求めるものでございます。

採択に係る教育委員会会議の議論の経過や結果が確認できる議事録を本市の公式ウェブサイトで公開するほか、市民情報センターにおいて調査研究の結果をまとめた資料を愛知県教育委員会の指導に基づき、9月1日以降に公開しております。

2点目は「実際に教科書を使用する教員の意見を最大限尊重すること」、3点目は「調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること」を求めるものでございます。

本市においては、全ての中学校において教員による調査研究を行っており、その結果も参考の一つとし、教育委員会会議において教育委員の皆さまに議論していただき、採択する教科書を決定いたしております。また、調査研究委員会の委員には、校長だけではなく教務主任や各教科担当も含まれております。

次に、4点目は「採択は、最終的に決定する教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと」を求めるものでございます。

採択にあたりましては、各学校での調査研究結果、調査専門委員会の調査研究報告書、教科書展示会での市民の意見等を参考としていただきながら、教育委員会会議での協議によって決定していただいております。また、どのように採決するかにつきましても、教育委員会会議において協議し、決定していただいているところでございます。

5点目は「法定展示以外にも独自の展示会を開催し、保護者・住民等の意見を広く募集すること。」を求めるものでございます。

教科書展示会の期間につきましては、文部科学省の告示におきまして「14日間」とされておりますが、本市ではそれを上回る「21日間」開催いたします。会場にはご意見・ご感想を記入していただく用紙を設置しまして、ご意見は採択のための資料の一つとしていただいております。また、より多くの市民に教科書展示会を知っていただくために、開催する際には、広報なごやや本市のウェブサイトにおいて周知をしております。

いずれの案件につきましても、まさにこれから教育委員会としてご協議いただく事項となっております。

次に、請願第2号、請願第3号でございます。同じ団体の方から提出された請願でございまして、「7月の中学校歴史教科書採択に際して、育鵬社の採択を求めるもの」でございます。

令和7年度使用中学校教科書歴史分野につきましては、教科書目録に掲載されたものから、教育委員会での審議を経て採択される予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

(坪田教育長)

特にご意見もないようです。それでは、請願第1号の取り扱いについてありますが、教科書の採択につきましては、これから教育委員会としてご協議いただく事項でありますので、ご意見として承るということでいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、請願第2号及び請願第3号の取り扱いについてありますが、教科書の採択につきましては、今後、教科書目録に掲載されたものの中から議論をして決定するものでございますので、ご意見として承るということでいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、日程第4、第1号議案「令和7年度使用教科用図書採択基本方針について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小島義務教育課長)

第1号議案「令和7年度使用教科用図書採択基本方針について」をお願いをいたします。

はじめに、「1 令和7年度使用小学校・中学校及び特別支援学校用教科用図書採択方針」につきましては、小中特別支援学校の教科用図書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」等の規定に基づいて行うことから、(1) として、(1) として、「令和7年度使用小学校及び中学校並びに特別支援学校において使用する教科用図書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」等の規定に基づいて実施する」といたしました。この法的根拠は、資料2にお示ししました。

本年度の採択について具体的に申しますと、資料 2 の上から 3 つ目の○、無償措置に関する法律第14条に基づいて、中学校用教科用図書16種目について種目ごとに 1 種のものを採択します。

その下の○になりますが、無償措置に関する施行令第15条 1 項にございますように、採択替えを行った教科用図書を採択する期間は、原則 4 年間と定められていることから、小学校は令和 6 年度と同一のものを採択します。

また、その下の○ 2 つになりますが、特別支援学校並びに特別支援学級につきましては、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書を使用する場合は、児童生徒の特性に応じて採択します。ただし、学校教育法第34条 1 項に基づき、小学校及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は、採択したものの中から選ぶものとします。特別支援学校は、特別支援学校知的障害用教科用図書を採択いたします。

基本方針の 1 枚目の資料にお戻りください。これに加えて、(2) として、綿密な調査研究に基づき、適切なものを採択すること、(3) として、公正を確保し、適切に行われるよう配慮することを基本方針として掲げたいと考えております。これらの方針につきましては、愛知県教育委員会の採択基準を参考として案を策定しました。県の採択基準は、資料 1 として添付させていただきました。

高等学校につきましては、法令上での定めはありませんが、学校によって課程及び学科の特性、さらには生徒の実態等が大きく異なっております。従いまして、それらの特性や実態に応じた適切な教科用図書を採択するために、2 にお示しさせていただきました採択基本方針を考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問があればお願いします。

(中谷委員)

特にということではないんですけども、今回の教科書採択方針については、基本的にはその 4 年間で使える小学校のものは従前のものとし、そして、中学及び高校及び特別支援学校については、新たに採択を行うと。その方針自体は、従前の県に準じた方針を踏まえるというそういう対応の理解ですけど、よろしいですか。

(小島義務教育課長)

はい。委員おっしゃるとおりでございます。

(中谷委員)

分かりました。具体的にはまた採択の流れということがあるかと思いますが、またご説明詳しくいただければと思います。

(坪田教育長)

他いかがでしょうか。また後程の議題の流れもありますので、またそこでご質問いただけたらと思います。

それでは、第1号議案「令和7年度使用教科用図書採択基本方針について」につきましては、原案の通り可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、日程第6、協議題第1号「令和7年度使用教科用図書採択の流れについて」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小島義務教育課長)

「令和7年度使用教科用図書の採択の流れについて」をお願いいたします。

お手元の協議題第1号「令和7年度使用教科用図書の採択の流れについて」の1ページをご覧ください。

はじめに、中学校用の教科用図書についてでございます。日程につきましては、今回の定例会で採択基本方針、採択の流れについてご審議いただき、次回5月定例会で、調査研究の観点・着眼点をご審議いただきます。

2ページ、3ページに4年前の報告書をつけさせていただいております。4年前には、調査研究する際の7つの観点と観点ごとの着眼点を示しております。今回使用するものにつきましては、昨年度、観定の設定ですとか、◎○の評価の付け方についても、委員の皆さまから様々ご意見をいただいておりますので、それらを十分に踏まえまして、5月の提案に向けて検討させていただきたいと考えております。

その後、5月中旬から6月下旬にかけて、調査研究及び教科書展示会を行います。5月から6月の4つの四角がございますが、一番左から順にご説明をさせていただきます。

まず、意見聴取会は、教育委員の皆さまからご要望があった場合に開催し、学識経験者の方などを招いて教科書についての説明や意見を伺う機会としております。

次の教科用図書専門委員会は、教育委員会が、中学校で使用する教科書の16

種目ごとに調査専門委員を依頼して、組織するものです。5月17日から6月28日まで、教科の専門的な立場から教科用図書の調査研究を行い、その結果を報告書にまとめます。

次の教科用図書調査研究協議会は、各中学校において、校長を会長として教員で構成するものです。5月15日から6月21日までの間に教科用図書の調査研究を行い、その結果を報告書にまとめます。

教科書展示会でございますが、市民の方を対象に、教科書の見本本を展示し、ご覧いただくものです。休館日を除く6月4日から6月28日までの間、名古屋市教育センターと鶴舞中央図書館をはじめ、西、中川、港、南、天白図書館の計7か所の教科書センターで開催します。教科書展示会においては、参加者に「ご意見・感想記入用紙」を記入していただいたものを、「市民の声」としてまとめさせていただきます。

これら調査研究報告書等の資料を基に、7月26日、8月1日、8月7日の教育委員会において、16種目の中学校用教科用図書を審議していただき、採択していただきます。

各中学校の教員で調査研究を行う教科用図書調査研究協議会の見本本の展示会場は、5ページにお示しをしておりますので、ご覧おきください。

（濱田特別支援教育課長）

次に、特別支援学級および特別支援学校の採択の流れについてご説明いたします。

特別支援学級および特別支援学校では、毎年、各学校において教科用図書研究協議会を設置し、校内で研究を行います。児童生徒1人1人の障害の特性に合わせた教科用図書について研究し、結果を教育委員会に報告し、採択するという流れになっております。

（瀬川高等学校教育課長）

次に、高等学校用教科用図書の採択の流れについて説明させていただきます。

6ページをご覧ください。先ほどお認めいただきました採択基本方針に基づき、中学校同様、5月中旬から6月下旬にかけて調査研究、教科書展示会を行います。

5月から6月の①から④についてご説明いたします。

①にありますように、意見聴取会は、中学校と同様に教育委員の方からの求めがある場合に開催し、学識経験者の方などを招いて教科用図書についての説明や意見を伺う機会としております。

次に、②にございます教科研究会ですが、この会には各校の教科の代表者が集まって教科別に教科用図書の研究を行い、その結果を各校で共有するとともに、教育委員会にも提出いたします。今年度は5月15日から6月5日の間に開

催いたします。

また、③の教科用図書研究協議会は、各学校で設置し、教科用図書の調査・研究を行います。この協議会は、校長を長として全教員で構成しております。②の教科研究会から提供された情報などをもとに、教科用図書の研究を行い、その結果が教育委員会に提出されます。

④の教科書展示会につきましては、教科書センターである鶴舞中央図書館において、見本本を6月4日から6月28日まで公開して、市民の皆さまにも自由に閲覧いただくとともに、参加者には「ご意見・感想記入用紙」を記入していただきます。それを「市民の声」として教育委員会に資料として提示いたします。

①～④を基に、7月以降の教育委員会にて採択をしていただく予定でございます。

説明は以上であります。よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりました。ご意見ご質問あればお願いいたします。

(中谷委員)

ご説明ありがとうございました。市の次年度の教科書採択ということで非常に重要な案件だと認識しております。

これまでこういう形で意見聴取会、これは求めがあればということですが、専門委員会と研究協議会、専門委員会が教科専門の先生方が集まって、研究協議会の方は全学校の教科担当等の先生が評価されるということで、その例もつけていただいたところです。

まず確認ですけれども、こちらの2ページ目と3ページ目については教科専門の中学と高校ということになるのでしょうか。そして、4ページ目は、中学高校のいずれののどこの部分の評価の例ということになるかっていうのちょっとはつきり聞かせていただければと思い確認いたします。

(小島義務教育課長)

こちらは参考として、4年前令和2年度のものをお示ししたものでございますが、2ページにつきましては、中学校の国語の調査専門委員会の報告書、つまり、教科の専門性を持った教員で構成される組織で調査研究をした際に使用をしたものでございます。それから、3ページ目も同様に、特に調査を依頼したいという内容について、3事項掲げておりましたので、その調査研究の報告のものでございます。それから、4ページ目につきましては、各中学校で組織される校長を長とした教科用図書調査研究協議会の報告書の元になる、資料でございます。説明以上でございます。

(中谷委員)

そうしますと、2と3の違いというのはどういうことなのでしょう。情報がどう違うのかっていうことが1つ。もう1つが、4ページ目の調査、こちらが全学校で実施されているとすると、調査研究協議会というのがタイトルにないと区別ができないんですけれど、そういうふうはこちら今年度以降は修正していただくべきかと思いますが、その2点お願いします。

(小島義務教育課長)

まず、2ページ目と3ページ目の違いでございますが、2ページ目につきましては、各学校で調査をするのと同様、この時ですと学習指導要領等の関連で内容に関わること、また、印刷造本等の体裁に関わることについて、調査研究をしていただいているのに加えまして、より専門的な立場から、特に調査を依頼したい内容について、教科ごとに異なる事項で調査をお願いしておりますのでこちらが調査専門委員会オリジナルの調査事項ということでご理解を賜ればと思います。

それから、4ページのタイトルにつきましては、どの組織が調査した報告書かということが、タイトルから分かりにくいところは委員のご指摘のとおりかと思しますので、ここは改善させていただきたいと考えております。

(中谷委員)

4年前私この役割ではなかったのですが、去年の例でも同じだったと思うんですが、この教科用図書調査専門委員会と教科用図書調査研究協議会の区別が、市民目線的にはというか、私の専門の目線でもちょっと区別がつかないと。さらにそれが実は2種類あるんです、と言われてもこれもまた分からないということになりますので、そのタイトルで区別していただかないと評価する時に、なかなか明確に観点別の違いの重要性が分からないことになるので、その表記は大事な点だと思いますので、区別して表記していただきたいということが修正依頼というか、それが1つです。

それと、この2ページ目と3ページ目が違うということで、かつ評価によってこの観点は違うんだということであると、そのもとになる全体を表すものがこの2ページ目で、その中の教科特性に合わせたものが3ページ目ということなので、構成の状態についても、ちゃんとこの流れ図の中にも書いていただく必要が、明記していただく必要があると思うので、これからのためにも、これが一番今のところ考えられる観点別、客観的で公正な評価の仕方ということなんでしょうから、それがわかるように表記と名称の変更をしていただきたいということですね。

そのうえで、もう少し具体的なところで、2ページ目の観点2「名古屋市教育振興基本計画」との関連についてなんですけれども、ここの部分は教育振興

基本計画の期間によってその内容は変わる訳で、昨年よりナゴヤ学びのコンパスというものが、教育振興基本計画のさらに上に位置付くということで、全学校に周知され、指針として示されていると思うので、そちらの方がふさわしいように思いますが、いかがでしょうかということですね。

その依頼とご回答を求める点と、もう1つ併せて言いますけど、4ページ目ですが、＜記入の仕方＞優、良というのがあって、これは各観点につき1個とか、○は各観点につき1個以上とかっていうふうになってるんですが、これは結局1個以上となると、たくさんつけたい方とそうでない方がいて、相対的な評価の点で困る。絶対的な評価があってももちろんいいんですが、それは私の理解ではこちらの記述的な方で行っていると認識しています。内容で例えば、下線を引いてとか、ここの部分が◎だとかということはあると思うので、それと別に数をきちんとこれだけの持ち駒の中で評価してくださいっていうのがあってしかるべきじゃないかと思うんですが。いくつつけてもいいですよ、1つだけつける人もいれば10個つける人もいるということでは、特に総合的に評価する立場からするとちょっと困るので、その点について修正の可能性が、必要性がないでしょうかという、今の3点お答えいただければ。

（小島義務教育課長）

まず、タイトルの付け方につきましては、実際に資料としてご覧いただく際に、どの調査結果がどの組織が調査したものであるか、ご覧いただく際にわかりやすいように改善をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、今2ページ以降の報告書についてご意見ご質問をいただきましたが、こちら4年前のものでございまして、5月の定例会の際にこの観点については、改めてご提案をさせていただきます。

その際、ナゴヤ学びのコンパスを踏まえた観点については、当然必要というふうに考えておりますので、この観点の数、それから着眼点、そういったものも、この4年前のものとは大きく変わるものになるというふうに考えておりますので、またその際に、ご意見を賜りながら良いものにして、使用していけるようにしていきたいというふうに考えております。

それから、最後にお尋ねをいただきました、◎○の付け方でございますが、これらは昨年度の審議の際にも、様々ご意見をいただいているものでございます。評価の結果がより委員の皆さまの参考にさせていただきやすいようになるように、この評価の付け方についても、5月の定例会の際にご提案をさせていただきたいと思っております。今日、資料としてお示ししましたのは4年前のものはこういうものになっておりますので、またこれを1回スクラップをして、新しいものを作って、5月の定例会でご提案させていただきたいというご説明でございますので、またその際、様々ご意見賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

(中谷委員)

ぜひ、より良いものにしていただければと思います。

(坪田教育長)

参考に前回のものを付けたものが、今回もこれで行くぞみたいな見られ方、資料になってるので、今言われましたけど、大きくこの観点とかですね、着眼点は改善されたものが提案されてくるということで、今の中谷委員のご意見を踏まえたものが案として作られていくということになっていくと思いますので、5月の定例会までにもいろいろなご意見をいただけたらというふうに思います。よろしくお願いします。

(山本委員)

ちょっとお尋ねしたいんですが、1ページの中学校の方の教科用図書調査専門委員会が2番目に来て、3番目に教科用図書調査研究協議会で、高校の方は②③の間に、矢印があるということは高校の方は教科研究会のものを教員が見て、教員がそれをもとに選ぶっていう感じになっているように思われるんですが、中学の方はこれは縦だけになるんですか。高校は研究会のものを見て選ぶのに、中学の方は選ばないのか、そこ何か意味があるのであれば教えていただきたいです。

(小島義務教育課長)

高校のものと比較したお答えをするのがちょっと難しいですけども、中学校につきましては、同時に調査専門委員会とそれから各学校での調査研究を行って、それぞれが独立したといいますか、専門委員会は専門的な立場で、各学校においては、いわゆるユーザー目線で自分たちが実際に授業を行うということに照らし合わせて研究をし、それぞれの調査結果を報告書として委員の皆様にご覧いただいて参考資料にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

(瀬川高等学校教育課長)

高等学校につきましては、委員今ご指摘をいただきましたように、教科研究会で研究した内容をもとに、各学校の方にそれを1つの情報としまして、研究を行って教科書の方を選択しているところであります。

(山本委員)

そうすると、基本方針の中に、実際教科書を使用する教員の意見を最大限尊重することってというのが、ここに2番目に出ていて、この教員の方の教科用図書調査研究協議会の方の意見を強く尊重すべきなのか、教科用図書専門委員

会の調査の結果とどっちをどっちにしているのかが、いまいち重視する方が中学校の方は分からないと思うんです。専門委員会の意見が教員の方に反映されないって何か意図がよく分からないんですけど、それを踏まえてもユーザー目線でこういうふうにした方が良いついていう教員の意見が出ていれば、より私たちも強く教員の意見を最大限尊重できるんですけど、この専門の人が良いついて言っている意見と、教員が良いついて言っている意見が違うというのは、非常にどちらを選んでいいのかっていうのは選びにくいような気がしてしまうんですが。そのあたりは高校の方が、その意見を含めても、教員がこういうふうに思っているのであれば、そうなのかなっていうふうに選考しやすいとか。また、高校の方と中学の方との違いがあることにおいて、私たちはどっちを選んでいいのかっていうのが分かりにくいかなって意見です。

(坪田教育長)

ちょっと全体、分かりやすく説明をお願いします。

(小島義務教育課長)

先ほどお答えさせていただいたように、中学校につきましてはそれぞれが独立した参考資料として、ご審議いただくということでお願いしたいというふうに考えておりますけれども、これまでの採択の時に、実際に調査専門委員会が意見として、この教科書が優れているというふうな意見が強かったものと、学校現場の調査研究において、評価が高かったものが異なっているということもございました。その際に、教科の特性にもよると思うんですけども、それも含めて、委員の皆さまに専門性っていうものを重視するのか、現場の意見というものを重く捉えるのかということは、その意見の中身も含めて、精査していただいて、ご審議いただいていたかというふうに思いますので、そういった形でお願いできないかというふうに考えております。以上でございます。

(坪田教育長)

今の質問で、高校の特性をもうちょっとご説明していただけますか。

(瀬川高等学校教育課長)

高等学校におきましては、市立高校14校16課程ありまして、普通科総合学科専門学科それぞれの科を持っております。

一律に同じ教科書を選ぶということは難しいので、それぞれの学校の研究会において、学校の実際の特徴であるとか、実態とかを踏まえたうえで選択しているところでございます。

専門学科ですと、どうしてもそちら側の分野について深い教科書を選びたいですとか、そういった思いもあると思いますし、広く一般的な知識を伝えたい

というそういった想いの学校もあると思いますので、その辺りの実態に合わせて選択できるように、学校の方の研究会の意見を重視しているというところもあります。

（坪田教育長）

小中は同一の教科書を採択地区で使うとか、高校はもう高校ごと、課程ごとによってことで数学の教科書も学校によって違うということなんで、かなりこの専門的な調査結果を踏まえても、各学校でかなりな検討すると。もちろん、最終的には小中も特別支援も同じで教育委員会で決定をするんですけども、各学校の実情を知っているのは各学校だということで、各高校側にかかなり深い審議をお願いしているのかなという気がしますね。

（山本委員）

はい。わかりました。ありがとうございました。

（坪田教育長）

本年度から教育委員になられた水野委員、初めてこういう複雑なという感想をお持ちでしょうけど、もし、ご不明な点があればご質問いただければと思います。

（水野委員）

ありがとうございます。

まず、中学校の場合、調査専門委員会と調査研究協議会この先生方は、それぞれの立場で、5 ページにある会場に出向いて、この期間にその資料を調査するという事でよろしいでしょうか。

（小島義務教育課長）

委員のおっしゃるとおり、この期間中に教科書の見本本が展示をされておりますので、それぞれの教科何者のものが教科書目録に載ってるかというのは、教科ごとに違うんですけども、目録に掲載されているすべての見本本をすべてこの調査観点に従って、閲覧をしまして、研究をし、それらを校内の校長を長とする組織で協議をして、この報告書をまとめて、教育委員会事務局の方に提出をする。それをまたまとめたものを、この委員会の方に参考資料としてご提出をさせていただき、それをご覧いただきながら、また、委員の皆様にも実際に事前であったり、それから当日も教科書の見本本も、ご覧をいただきながら、教科書の採択についてご審議いただくとそういう流れになっております。

(水野委員)

ということは、それぞれの区ごとに、対象校数が違いますので、恐らく期間もそれぞれ違うのは、バランスをとってこのようになっているということなんですね。この期間で十分なんでしょうか。

(小島義務教育課長)

期間中に、それぞれ会場、それから区ごとの校数も違いますけれども、学校ごとに区の方で、どの学校はどの日のどの時間帯に行くと、重なるところもあるんですけども、一度に大勢が行きますと、教科書が取り合いといいますか、同時に見ることができないので、そのあたりを区ごとに計画を立てて、十分な時間を取って、まずは教科書見本本、それから校内の方でまたその調査結果をまとめて報告書にまとめると、そういったことになっております。

(水野委員)

スケジュールを事前に立てられているということで。

(小島義務教育課長)

はい。おっしゃるとおりです。

(水野委員)

安心しました。ありがとうございます。

もう1つ素朴な質問なんですけども、山本委員の先ほどご指摘ありました、高校の選考手順の②から③矢印ですが、②の教科研究会の調査結果が③に送られるということなんですか。

(瀬川高等学校教育課長)

教科研究会の方にそれぞれの学校の代表の教員が出ておまして、その教科研究会の資料は近い学校の方でも共有をして、そこを踏まえて学校の方でも研究を行っています。

(水野委員)

②の情報が③に送られる訳ですね。

(瀬川高等学校教育課長)

はい。そうですね。おっしゃるとおりです。

(中谷委員)

去年の自分の経験で、こちらの2ページ目3ページ目のこの結果について、

どうやって読み解けばいいのかというのがこの文字だけ、あるいはこの文字についている○だけではなかなか読み解けない部分がありまして、そのことを各委員からもご意見があったと思うんですね。

そのうえで、この調査専門委員会の方からご説明いただくとかっていうご提案が、以前にそういう案もあり得るということで、ご意見いただいていたと思うんですが、その点について現実性はいかがなものでしょうか。

（小島義務教育課長）

昨年度の採択の際も、これまでも事前に教科書をこちらに見本本を置いておりますので、教育委員の皆さまには何度か足を運んでいただいて、教科書を見ていただく機会がございました。

その際に、ご自分で見ていただくのに加え、専門委員会の調査した内容を皆さまに補助的なこととしてお伝えさせていただくことで、より参考にしていただければというふうに思いますので、あくまでも事前に学習していただく補助的なものとして、そういう機会を設けられればというふうには考えております。

（中谷委員）

それは説明会みたいな形であるのか、それともその期間に我々、なかなか予定が合わないと思うんで、伺ったときにその幾つかの教科の方にお話聞けるとかそういうフレキシブルな形でも対応いただけるんでしょうか。

（小島義務教育課長）

それぞれの委員がご覧いただく際に、この調査専門委員も学校の教員でありますので、毎回毎回その場にいるということは難しいかと思っておりますので、例えば、ある程度日程を揃えていただいて、より多くの委員の皆さまがご覧いただく際に、その調査専門のメンバーの何人かが直接ご説明をさせていただくということは可能かなというふうに思います。

（中谷委員）

いろいろ申し上げて恐縮なんですけど、この資料自体がどういう成り立ちであるかっていう説明の部分が1つと、もう1つはこの意見聴取会に当たるかと思えますけれども、教育委員からの要望という意味では、指導要領の改訂であるとか国の新しい答申が出たという段階で、この教科書というのはこういうふうな工夫がある、別の教科書はこういうふうな工夫があるっていうふうに、教科書全体を公平に俯瞰して、特定の教科とか考え方とか背景とかでなくて、公正に全体を見ていただけるような専門の方に助言いただくとか。あるいは、テキストベースでもオンラインでもいいと思うんですけど、そういう形でこの調査専門委員会はあくまで市教委の情報のエッセンスを出したものの。そのうえで

我々は考えるんですけど、第三者的な立場で、教科書の見方を助言していただける、その観点を支援していただける、特に教育振興基本計画にせよ、答申にせよ、学びのコンパスにせよ、そういう方針が変わりつつある時なので、そういう機会があってもいいかなというふうに思うんですが、併せてそういう機会についてご検討はいかがでしょうか。

（小島義務教育課長）

今中谷委員からご要望いただきました内容につきましては、教科書採択の流れの5月から6月の1番左の意見聴取会と点線の四角にしてあるところでございます。

これご要望があれば実施するということで、点線にしてあるわけですが、過去には学習指導要領改訂の際に、学識経験者の方をお招きをして、公正公平な教科書採択をするために、学習指導要領の考え方について意見を聴取し、それを参考にしていただいたということがございます。

その際に、具体的な発行者名などを出して一部の教科書を紹介するような、そういったことではなくて、本当に学習指導要領の考え方について、教科書採択の参考になるようなお話をしていただいて、それを踏まえて採択をしていただくというものでございますので、もしよろしければ人選等も含めて相談をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

（中谷委員）

あまり具体的であったり、特定の背景や側面でなくて、公平公正に全体を俯瞰して評価できるようなという意味で、考えそこは大事なかなというふうに思います。そうするとなかなか適任の方というかはかなり限られるかと思うので、その部分の人選も含めて機会を検討していただければというふうに思います。よろしくお願いします。

（坪田教育長）

ありがとうございます。学びのコンパスを解説する機会も必要かもしれませんね。皆さんもお読みだと思えますけど、改めてという感じで。

（中谷委員）

それがあある意味教科書という非常に具体的に大事な観点で表されるということになると思うので、もちろん今までの方針が変わるわけじゃないんですけども、子どもの主体性であるとか、子ども自身の個性であるとか、そういうことを尊重できるような教材であって欲しいというのは、個人的には思いますので、そのような観点も踏まえて、何らかの勉強会なり情報共有機会があればと思います。

(坪田教育長)

ご指摘ありがとうございます。そのようなご提案も踏まえて今後いろいろ調整をしていただきたいというふうに思います。

他にご意見もないようですので、協議題第1号「令和7年度使用教科用図書採択の流れについて」につきまして、いただいたご意見をもとに進めてまいりたいというふうに思います。

次に、引き続き日程第5に移りますので職員の入れ替え大丈夫でしょうか。日程第5、第2号議案「名古屋市指定有形文化財の指定について」を議題いたしますので、事務局の説明をお願いします。

(栗本文化財保護課長)

それでは、第2号議案につきまして、ご説明させていただきます。

第2号議案は、名古屋市文化財の保存および活用に関する条例第2条第1項によりまして、名古屋市指定有形文化財に指定することについてお諮りするものでございます。

「1 名古屋市指定有形文化財に指定するもの」といたしましては、名古屋市千種区の相応寺が所蔵する紙本淡彩相応院画像を始め5点及び名古屋城総合事務所が所蔵いたします紙本金地著色中国宮廷・当世遊楽図屏風の絵画計6点でございます。

条例により、文化財指定しようとする場合には、文化財調査委員会からあらかじめ意見を聞くことになっており、文化財調査委員会より答申があったものが2ページ目以降の資料です。

なお、文化財を所蔵する相応寺でございますが、尾張藩祖徳川義直の生母相応院の菩提のために建てられた、尾張徳川家とのゆかりが深いお寺でございます。

「2 指定日」ですが、本日ご議決いただきましたら、明日4月19日に文化財指定に関する告示をいたしまして、文化財指定したいと考えております。

今回指定されますと名古屋市指定文化財の総数は133件、うち絵画は18件となります。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(坪田教育長)

特にご意見もないようですので、第2号議案「名古屋市指定有形文化財の指定について」につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に日程第7、協議題第2号「名古屋市文化財保存活用地域計画の名古屋市案の提出について」を議題といたしますので事務局の説明をお願いします。

(栗本文化財保護課長)

協議題第2号「名古屋市文化財保存活用地域計画の名古屋市案の提出について」ご説明いたします。よろしくお願いいたします。

こちらは、昨年12月の教育委員会で協議いただいた後、12月に教育子ども委員会にて所管事務調査を実施いたしました。また、1月から2月にかけてパブリックコメントを実施して市民の方から意見をお聞きするとともに、文化庁との調整も行いまして、計画の名古屋市案がまとまりました。

「1 計画の概要」でございます。本市では平成29年3月に「名古屋市歴史文化基本構想」を策定しておりますが、この構想を発展させ、文化財の保存・活用に関する目標を定めるとともに、目標を達成するための方針等を示す「文化財保存活用地域計画」を作成するものでございまして、計画期間は令和6年度から令和10年度の5年間といたします。

計画案につきましては、教育委員会でご議論いただきました後に、文化庁の認定を受けるために計画案を提出いたしまして、文化庁の審査を経た後に、夏頃を目途に計画が認定される見込みでございます。文化庁より認定の連絡がありましたら、改めてご報告させていただきたいと存じます。

「2 計画案」でございます。先ほども説明させていただきましたが、昨年の教育委員会での協議の後に議会や市民の方からのご意見、文化庁との調整により、内容を一部修正いたしました。主な修正内容につきましては、資料1にまとめさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。また、修正を反映しました計画案をデータでお示しさせていただいておりますので、併せてご覧いただければと存じます。

「3 パブリックコメント結果」でございます。令和6年1月22日から2月22日までの期間でパブリックコメントを実施いたしました。17名29件のご意見が寄せられました。資料2では、パブリックコメントの主なご意見の内容及び本市の考え方をまとめさせていただきましたので、ご覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(中谷委員)

今の協議題2の名古屋市案の提出、文化財保存活用計画ということなんですが、パブリックコメントの内容が、意見の内訳としては書かれてるんですが、例えば、「第6章文化財の保存・活用に関する課題・方針について」のご質問や個別の文化財に関するご質問などが、多少ですが多かったようですが、例えばどのようなものがあったかっていうのをちょっと共有していただければと思います。

(栗本文化財保護課長)

第6章に関しましては、例えばですけど、近年の少子化や職人不足による物価高騰の中です、祭礼などに使います笛や鉢、法被などの衣装なども自費で揃えていて、個人で負担するのが大変厳しい状況であるとか、この文化財保存活用地域計画で太鼓の技術や神楽屋形、地域の祭りが保存・支援されることを次世代へ継承する環境を整えていくことができるんじゃないかと思うというような、そういったご意見などをいただいているところでございます。

ただ、個別の文化財に関しましては、天然記念物のカテゴリーでありますけれども、守山区に自生地を持っておりますマメナシという植物に関しまして、様々なご意見を頂戴したところでございます。

(中谷委員)

様々なというのは保護の観点とか。

(栗本文化財保護課長)

マメナシに関しまして、近隣の市町村で天然記念物として指定しているところもございますので、名古屋市でもそういったことを検討いただけないかというようなご意見もいただきました。

(中谷委員)

それらのご意見をもとに、本市としてどのように活かしていくとか、そういう回答に当たるようなことであるとか、回答とは言わなくても、その文化財計画にどう生かしていくというようなことは、どこかで報告いただけるんでしょうか。

(栗本文化財保護課長)

この資料の方にもお示しさせていただきましたが、意見の内訳3の「第6章

文化財の保存・活用に関する課題・方針」の重点方針に関することというところで、教育委員会の考え方といたしまして、国・県・市の指定等を受けていない無形民俗文化財を対象に、令和6年4月より市の登録制度を新設し、伝統的な祭礼行事や民俗芸能、無形民俗文化財の保存継承に努めていきたいと考えておりますとさせていただきますが、新たな登録制度を新設いたしまして、保存継承に尽くしていきたいというふうに考えております。

また、マメナシに関しましては、文中の表現につきましてご指摘をいただきました部分がございましたので、こちらにつきましては、イヌナシ、マメナシという表記が混在しているところがございます。そこにつきましては、基本的にはマメナシで表記させていただきますとともに、天然記念物の文化財指定につきましても、有識者のご意見や所有者等のご意向を踏まえつつ、検討していくものと考えておりますとさせていただいたところでございます。

（中谷委員）

そうするとこのパブリックコメントに対して教育委員会、本市としての考え方は、ここに示されているということで、そういう保存計画等も新たな方法があるってことなんですけど、それはオンラインで資料提供していくとか、ここで決議したらしていくってことでいいんでしょうか。

（栗本文化財保護課長）

公表につきましては、文化庁の認定を受けました後に公表を考えておりまして、パブリックコメントの結果につきましても、その際に併せて公表させていただきたいと考えております。

（中谷委員）

手続きはもちろん大事だと思うんですが、こういうふうな方針で改善の方向をとっていますってことは、せっかくこれだけ丁寧にまとめているので、公開される方がいいだろうということで、ぜひそうしていただければという。

（坪田教育長）

長く文化的大イベントに関わられておられる水野委員、この文化ということですが、この内容に限らず文化面で思うところがありましたらご意見お願いします。

（水野委員）

この計画というのは、名古屋市の総合計画のおそらく真下に来るような計画ということですね。まちづくりと文化財をセットで考えるといいのかなとい

うふうに思ったので、まちを構想するときの文化について、法的根拠を持ちながら手法を考えるという意味では、非常に大きな意味があるのかなと思ったということと、もう1つは地域ぐるみで、計画に関わるっていうことの意味がともあるのかなというふうに思いました。まちを挙げて文化財の存続について考えていくってことが1つ大切なキーワードになってくるのかなと。

今教育長から文化でお話ございましたので、例えば山車文化1つとっても、その山車というのはコミュニティの象徴であったり、またその結束力の地域の結束力の象徴であったりすると思うんですが、ただやはり最近ではもう担ぎ手がいない。そして担い手がいないってことが現実的にあると思うんですね。そういう時に、どうしても地域としては、頼る先が行政になりがちであったのかなと。行政としてはそれを個別に保存とか活用することについて、おそらく検討することになってると思うんですが、それを地域全体で継承していきこうという考え方が、この保存活用地域計画なのかなというふうに理解したとこなんです。

このいただいた資料の中に少子高齢化の進行、人口構造の変化、生活様式の変化、具体的キーワードをお示しいただいてるんですが、恐らくその先にあるのが環境適応という言葉でまとめられて、これに適応するために変化をしていきみたいることになりがちじゃないかなというふうに思うんですけれども、それも芯といいますか、ぶれてはいけないものってのもあるでしょうし、それを理念という一言で例えるならば、その理念をしっかりと持つことが大切なのかなというふうに思います。こういった時代に変化をしなければならない活用しなければならないと、どうしてもこうなりがちなのかなと思います。ですので、文化財と文化財群に対する方向性とか、将来像みたいなものを全市的に共有していく、一緒に考えていくってところが、大切な手順になってくるのかなと思いました。

どうしてもこの文化財保護行政ということで考えがちなんですけど、恐らく名古屋のまちの未来を見据えた時に、とても大切な考え方なのかなと思うので、このまちを計画する、例えば、栄でも久屋大通公園の大規模な改修計画もいっぱい出されておりますけれども、このまちを計画するときに、こういった文化についても一緒になって考えていく。なので、文化財保護行政というふうに括らずに、ぜひその総合計画の真下にある計画だということで、市民を巻き込みながら、行政も企業もメディアも地域社会も全体を巻き込みながら、1つの考え方を形成したところになっていくと、豊かなまちづくりに繋がっていくんじゃないかな、市民参加のまちづくりに繋がっていくんじゃないかなというふうに思いました。

(坪田教育長)

ありがとうございます。このようなご意見も踏まえながら、市全体でいろい

ろな計画がありますから、いろいろなところに横へ繋がって行って全体で考える、そういうものができていったらいいなど。縦割리にはもうなっていないと思うんですけども、しっかりといろいろなものを横目で見えて繋がっていくようなまちの未来ですね。子どもたちの未来ともいえるかもしれないので、しっかりと文化が息づいたものになっていくように文化財保護行政もやっていければと思います。

(坪田教育長)

それでは、他にご意見もないようですので、協議題第2号「名古屋市文化財保存活用地域計画の名古屋市案の提出について」につきましては、いただいたご意見をもとに進めてまいります。

これで本日予定の案件はすべて終了いたしました。教育委員会定例会を終了いたします。

午前11時10分終了